

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係(地域森林計画区域の変更の協議関係)

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注)森林法の特例措置(地域森林計画区域の変更)を必要とする場合に記載すること。  
協議に関する事項

単位 ha

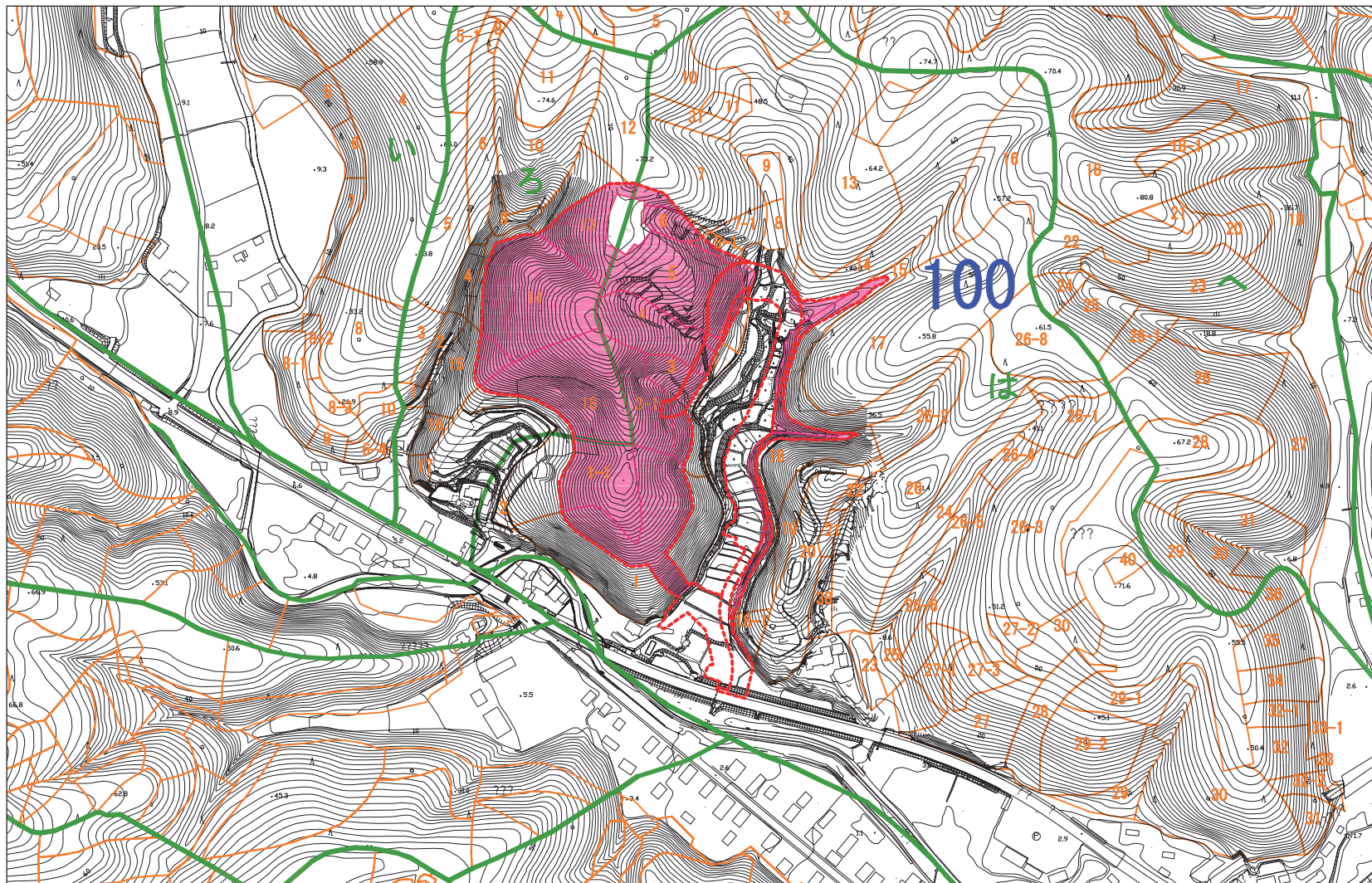
所在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備考
市町村	大字	字	地番			
南三陸町	志津川	内井田	52	清水地区 防災集団移転促進事業・ 高台接続道路事業	4.40	事業区域面積 5.17ha うち対象森林面積 4.40ha
南三陸町	志津川	内井田	53-1			
南三陸町	志津川	内井田	54			
南三陸町	志津川	内井田	55-1			
南三陸町	志津川	内井田	51-2			
南三陸町	志津川	内井田	56-1			
南三陸町	志津川	内井田	57-2			
南三陸町	志津川	松井田	93-1			
南三陸町	志津川	松井田	95			
南三陸町	志津川	松井田	113-1			
南三陸町	志津川	松井田	113-3			
南三陸町	志津川	内井田	26			
南三陸町	志津川	内井田	59-1			
南三陸町	志津川	内井田	60			
南三陸町	志津川	内井田	61			






- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面(森林を他の用途に供する場合に限る。)
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

清水地区 防災集団移転促進事業  
高台接続道路事業 実施区域等を明示した森林計画図



凡 例	
	防災集団移転促進事業 高台接続道路事業区域
	地域森林計画の変更を 要する区域
	林班
	小班群界
	小班・枝番

0 50 100 200 300 400 500m

S=1:5,000

様式第5-2 添付書類(復興整備事業に関する事項が記載された書面)

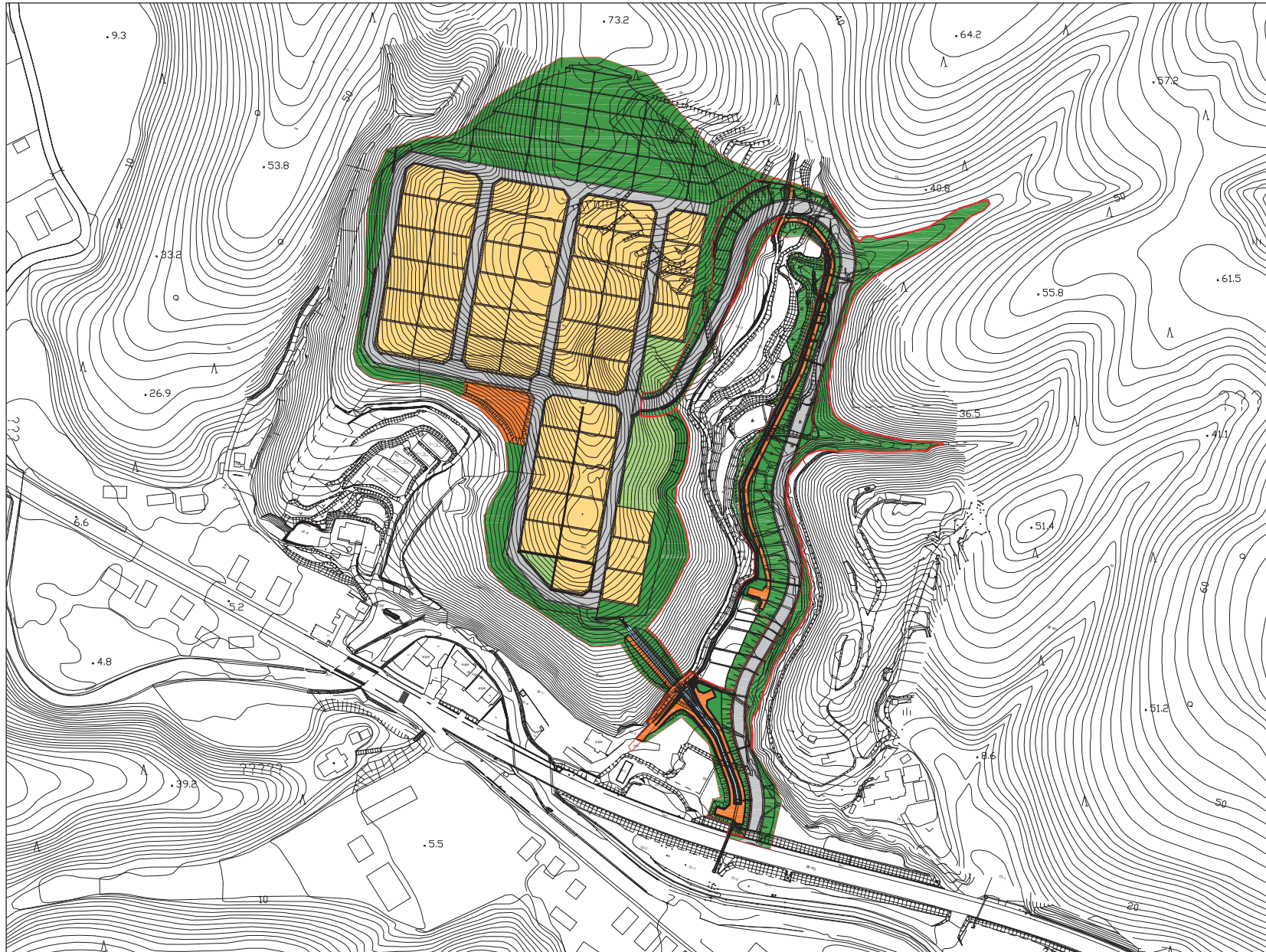
事業概要

事業名称	清水地区防災集団移転促進事業・高台接続道路事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な高台住宅団地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成25年度～平成27年度					
面積(ha)	事業区域面積 ※図上求積による	5.17ha				
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による	4.40ha				
用地面積(ha) ※図上求積による	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率	
	一般住宅	1.78	0.00	1.78	34.42	
	公益的施設	0.18	0.07	0.25	4.84	
	道路	0.66	0.27	0.93	17.99	
	公園・広場	0.17	0.00	0.17	3.29	
	その他(緑化法面・排水施設等)	1.61	0.43	2.04	39.46	
	計	4.40	0.77	5.17	100.00	
	比率	85.11	14.89	100.00		
林況 ※図上求積による	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	スギ	2.34	44～100	アカマツ	1.31	53～63
	その他広葉樹	0.75	52～73			
地形	標高：約30m～70m 平均傾斜度：約0%～30% 地形の特徴：南北に尾根条に連なったおり、丁部から低部に向かって傾斜が急になっており、東部および南部は標高2mを低部とする谷筋地形である。					
地質	地質時代：中世代ジュラ紀 基岩名等：砂岩および頁岩					
周辺地域への影響 及び生活への配慮 等	<p>計画地の南側には国道45号を挟み桜川が流れており、開発区域の排水は沢部の既設水路を改修し桜川へ排水する計画である。合流部より下流は用水としての利用はないため、用水への影響はない。</p> <p>雨水排水について、地区内に降った雨水は速やかに側溝により集水し、改修した既設水路を経て国道45号を横断し、桜川を経て海へ放流する。汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定の水質基準以下に浄化処理を行った後、団地内の道路側溝に排水する。</p> <p>防災対策として、工事中は板柵工、仮排水路、沈砂地、暗渠排水等を設置し地区外への濁流、土砂流出を防止する。施工後の集水面積や法面面積が大きい宅地盤については法肩に防災小堤を設置し、法面への雨水流出を抑制し、雨水による洗掘や侵食を防止する。法面や緑地等の保護工として、植生基材吹付けを行うこととする。</p>					

※ 「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積は図上求積による面積で、一致しない。

※ 「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

清水地区 防災集団移転促進事業 高台接続道路事業 土地の形状の変更を行う区域図



凡例

記号	項目	備考
—	施工地区界	
■	一般住宅	
■	公益的施設	集会所・管理用通路
■	道路	
■	公園・広場	
■	その他	緑化法面・造成平等
■	排水施設	付替水路舎



S=1:3,000